コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　Misawa & Co.,Ltd.

最終更新日：2015年4月30日
株式会社ミサワ
代表取締役社長　三澤　太
問合せ先：03-5793-5500
証券コード：3169
http://www.unico-fan.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化により、顧客、社員、株主、その他全てのステークホルダーに対して透明性を確保し、健全性の高い組織を構築し、円滑な関係を維持することが、企業価値・株主価値を高める重要な経営課題と考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三澤　太	1,120,000	53.71
飯塚　智香	80,000	3.84
尾張　睦	80,000	3.84
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE NORTHERN TRUST (GUERNSEY) LIMITED RE GGDP RE: A IF CLIENTS 15.315 PERCENT NON TREATY ACCOUNT(常任代理人　香港上海銀行東京支店)	60,500	2.90
大塚　幸江	44,000	2.11
ミサワ従業員持株会	33,100	1.59
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	32,500	1.56
株式会社SBI証券	28,700	1.38
日本証券金融株式会社	17,000	0.82
MSIP CLIENT SECURITIES(常任代理人　モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社)	16,800	0.81

支配株主(親会社を除く)の有無 更新	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第一部
決算期	1 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	5 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
福元　啓介	他の会社の出身者	○										

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
福元　啓介		a. 当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額を限度としております。	公認会計士の資格を有しており、また株式会社SHIFT取締役CFOとして培った豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただけるものと判断したためです。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の内部監査の組織は、社長直属の独立した部門である内部監査室（内部監査室長1名）が内部監査担当部署として、年度監査計画書を策定し、内部監査規程に基づいて、毎期関係会社を含めた全部署を対象として内部監査を実施しております。
監査役は、社外監査役3名（常勤監査役1名、非常勤監査役2名）が取締役会への出席や重要書類の閲覧を通じて取締役の職務執行の適法性を監査しております。
内部監査室と監査役は、相互に計画書や監査書類の閲覧や聴取により緊密に連携を行っております。また、会計監査人に対しても定期的に意見交換や会計監査の立会い等を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定され	

ている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
成井　昭臣	他の会社の出身者								○					
宮本　久美子	他の会社の出身者								○					
粟澤　元博	他の会社の出身者				○				○					

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
成井　昭臣		h. 当社は、会社法第427条第１項に基づき、社外監査役との間に同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結 しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任 限度額を限度としております。	事業会社での豊富な財務等に関する長年の識見と経験から、社外監査役として職務を適切に遂行していただけるものと判断したためです。
宮本　久美子		h. 当社は、会社法第427条第１項に基づき、社外監査役との間に同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結 しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任 限度額を限度としております。	弁護士としての豊富な経験及び知識に基づき、企業経営に対する十分な見識を有しており、社外監査役として職務を適切に遂行していただけるものと判断したためです。
粟澤　元博	○	d. 株式会社立飛ホールディングス 社外監査役 h. 当社は、会社法第427条第１項に基づき、社外監査役との間に同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結 しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任 限度額を限度としております。	会計士・税理士の資格を有しており、財務会計及び税務に関する専門的見識に基づき、社外監査役として職務を適切に遂行していただけ るものと判断したためです。 また、客観的な立場からの助言、提言を行っていただきたいため、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を高め、中長期的な株主価値の向上を目的として導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を高め、中長期的な株主価値の向上を目的として導入しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書において総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外監査役に対する情報伝達は、常勤監査役が定期的に行っております。また、取締役会の事務局である管理部より、取締役会の議事内容を事前に連絡しており、適宜必要な資料及び情報提供のサポートをしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

【会社の機関の基本説明】
当社は、経営の健全性や透明性を高めるため監査役制度を採用しており、取締役会は、当社の規模と組織の状況、機動性を考え、現在社内取締役4名、社外取締役1名体制を採用しております。取締役会は、月1回の定時取締役会に加え、緊急性のある重要な案件が発生した場合には、臨時取締役会を開催しております。また、取締役の職務執行を監査するため、監査役3名につきましても出席しております。

【取締役会】
当社の取締役会は、取締役5名（うち社外取締役1名）（うち男性3名・女性2名）で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。

【監査役会】
当社の監査役会は、監査役3名（うち社外監査役3名）（うち男性2名・女性1名）で構成され、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の遂行を含む日常的活動の監査を行っております。

【内部監査室】
社長直属の独立した部門である内部監査室(内部監査室長1名)が内部監査担当部署として、年度監査計画書を策定し、内部監査規程に基づいて、毎期関係会社を含めた全部署を対象として内部監査を実施しております。

【会計監査】
当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、有限責任監査法人トーマツに所属しております松田道春氏及び木村尚子氏であり、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、その他4名であります。

【役員報酬の決定方法等】
取締役及び監査役の報酬の決定については、株主総会で総枠の決議を得ております。各役員の額については、役員報酬規程に基づき、取締役については取締役会の決議を経て代表取締役社長が決定し、監査役については監査役間の協議で決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当社は、透明性・健全性の向上、及び経営環境の変化に対応した意思決定の迅速化のため、上記「2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）」に記載の体制としております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、決算月が1月であり、定時株主総会の開催は集中日とは異なる日となっております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年1回、もしくは半期に1回、個人投資家向けの説明会を開催する予定でおります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、第2四半期及び通期の決算発表後に開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上にIR情報のコーナーを設け、適時開示資料等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理部に担当者を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	現在のところ、規程等で具体的に明記してはおりませんが、会社の状況を適時に株主、投資家の皆様へ開示することは、上場企業としての責務であると認識しております。今後、決算説明会の開催やホームページ上のIR情報のコーナーにてステークホルダーとのコミュニケーションを強化していきたいと考えております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況は下記の通りです。

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
（1）コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス規程を定める。
（2）グループ全体のコンプライアンス体制を統括する組織としてコンプライアンス委員会を設置する。
（3）コンプライアンス上問題がある事態を認知した場合は、直ちにコンプライアンス委員会に報告するものとする。コンプライアンス委員会は、問題の性質に応じて適宜担当部署に問題の調査・対応を委嘱するとともに、重要と判断した事例については社長に報告する。又、全社的な見地から対応を要する問題については、速やかにコンプライアンス委員会は調査委員会を組織するなどして真相究明を行うとともに再発防止策を含む対応についての提言を行う。又、コンプライアンス相談窓口を設置し、運営上の方針及び手続きと内部通報者の保護の方法について公益通報者保護規程において定める。
（4）監査役及び内部監査専任部署は、コンプライアンス体制の有効性及び適切性等、コンプライアンスに関する監査を行う。

2．取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制
（1）取締役は、法令及び取締役会規程に基づき職務の執行の状況を取締役会に報告する。報告された内容については、取締役会議事録に記載又は記録し、法令に基づき保存するものとする。
（2）取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理に関する基本規程として、文書管理規程を定める。
（3）文書の取扱いに関しては、文書管理規程において保存期間に応じて区分を定める。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（1）取締役規程、職務権限規程を定め、業務の遂行は、所定の決裁、承認を得た後に行う。
（2）損失の危険の管理について、情報セキュリティ基本規程において管理部門長を情報セキュリティ責任者と定め、先ず、当該リスクの発生情報については各部署からの定期的な業務報告のみならず、緊急時には迅速に報告がなされる体制を整備するものとする。当該損失危険の管理及び対応については、機動的に取締役会を開催する他、対応する規程・規則を作成、整備するとともに、必要に応じてガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとする。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（1）取締役会規程に基づき定時取締役会を原則毎月１回開催し、必要ある場合には適宜臨時取締役会を開催することとする。又、各部署の活動状況の報告、取締役会での決定事項の報告等を行う会議体として部門長会を毎月１回開催することとし、経営情報の共有と業務運営の効率化を図る。
（2）取締役を含む会社の業務執行全般の効率的な運営を目的として組織規程・職務分掌規程・職務権限規程を定め、実態に応じて適宜改正を行う。

5．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
（1）関係会社の業務の円滑化と管理の適正化を目的として関係会社管理規程を定める。
（2）コンプライアンス規程は全グループ会社に適用し、全グループ会社の法令順守に関する体制はコンプライアンス委員会が統括する。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
（1）監査役がその職務を補助すべき使用人(以下「監査役補助者」という。)を置くことを求めた場合においては、適切な人員配置を速やかに行うものとする。
（2）監査役補助者の選任及び異動については、あらかじめ監査役の承認を得なければならない。
（3）監査役補助者の職務は監査役の補助専任とし、他の一切の職務の兼任を認めないものとする。

7．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する事項
取締役は、以下の重要事項を定期的に常勤監査役に報告するものとし、監査役会において、常勤監査役から報告する。又、その他の監査役からの要請があれば、直接報告するものとする。
a．重要な機関決定事項
b．経営状況のうち重要な事項
c．会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
d．内部監査状況及び損失の危険の管理に関する重要事項
e．重大な法令・定款違反
f．その他、重要事項

8．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役会は取締役及び重要な使用人に対してヒアリングを実施することができると共に、代表取締役社長、会計監査人と意見交換等を実施できる体制を整備するものとする。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、コンプライアンス体制の充実と強化を図るため、コンプライアンス規程、反社会的勢力対策規程を制定し、反社会的な勢力との関係遮断に向けた取り組みを行っております。また、社内研修につきましては、店長会議等において、管理部から反社会的勢力への対応についての勉強会を実施しております。さらに、反社会的勢力に関する主たる統括部署を管理部として、警察機関等との連携を図っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明
――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

――